電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章　略］ 第二章　認証業務 第一節　署名認証業務 ［第一款　略］ 第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条の二―第三十七条の二） ［第二節～第四節　略］ ［第三章・第四章　略］ 附則	目次 ［第一章　同上］ 第二章　［同上］ 第一節　［同上］ ［第一款　同上］ 第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条の二―第三十七条） ［第二節～第四節　同上］ ［第三章・第四章　同上］ 附則
（電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準） **第二十七条**　令第九条第一号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　法第十七条第一項第六号の規定による主務大臣の認定を受けようとする者（次条第一号において「電子署名等確認認定申請者」という。）が行う同項第六号に規定する確認の用に供する設備のうち次に掲げるもの（以下この条及び第八十二条第六号において「電子署名等確認設備」という。）は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。 ［イ・ロ　略］ ハ　イ及びロに掲げる設備のほか、次に掲げる情報を保存する設備 ［(1)～(3)　略］ (4)　特定署名用電子証明書記録情報 (5)～(8)　［略］ ［二～四　略］ （法第十八条第三項に規定する署名利用者の同意の方法等） **第三十五条の二**　法第十八条第三項の署名利用者の同意は、署名利用者が、当該署名利用者に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該同意に関する情報を当該署名利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。 2　署名検証者等は、署名利用者が、前項の規定による送信を行うに当たり、同項の同意のうち法第七条第三号に掲げる事項の提供に係るものについて、当該事項ごとに行うことができるようにしなければならない。 3　第一項の規定による送信を受けた署名検証者等は、当該送信に係る同意に関する情報を当該署名検証者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。 4　第一項の同意の有効期間は、十年とする。 5　署名利用者は、いつでも第一項の同意を取り消すことができる。 6　この条に定めるもののほか、第一項の同意に関し必要な事項は、主務大臣が定める。	（電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準） **第二十七条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　［同上］ ［(1)～(3)　同上］ ［(4)～(7)　新設］ ［二～四　同上］ ［新設］